

16 建築物被害・防災都市計画関係

資料16-1 国・県指定等文化財（建造物等）一覧表（抜粋）

1 国宝

名 称	所 在 地
仁科神明宮本殿・中門・釣屋	大町市社 1159

2 重要文化財

名 称	所 在 地
仁科神明宮 木造棟札	大町市社 1159
仁科神明宮 御正体	
若一王子神社本殿	大町市大町 2097
盛蓮寺 観音堂	大町市社 2937-1
鉄鰐口（大町山岳博物館保管）	大町市社 4886-2
藤尾観音寺 木造千手觀音立像	
藤尾観音寺 木造持国天立像・木造多聞天立像	大町市八坂 1625
旧中村家住宅 主屋・土蔵	大町市美麻 17668

3 国登録有形文化財

名 称	所 在 地
平林家住宅 主屋・文庫蔵・塩蔵・漬物蔵	大町市大町 2572-1

4 長野県宝

名 称	所 在 地
若一王子神社三重塔及び棟札	
若一王子神社 銅造十一面觀音坐像御正体残闕	大町市大町 2097
若一王子神社觀音堂及び宮殿	
弾誓寺 木造觀音菩薩立像	大町市大町 4188
天正寺三重小塔	大町市大町 4729-4
大黒町舞台	大町市大町 2199
靈松寺山門	大町市大町 6665-イ
若一王子神社 銅造十一面觀音坐像御正体残闕	大町市大町 2097
山寺廃寺跡出土品（民俗資料館保管）	大町市社 3945-2

5 長野県史跡

名 称	所 在 地
上原遺跡	大町市平 1955-355 ほか

6 長野県天然記念物

名 称	所 在 地
若一王子神社社叢	大町市大町 2097
仁科神明宮の社叢	大町市社 1159
居谷里湿原	大町市大町 8279-10 ほか

7 大町市有形文化財

名 称	所 在 地
海の口上諏訪神社 広形銅戈（文化財センター保管）	大町市平 14505
若一王子神社觀音堂及び厨子	
若一王子神社木造伝十一面觀音菩薩立像	大町市大町 2097
盛蓮寺木造不動明王立像	
盛蓮寺木造薬師如来坐像	大町市社 2937-1

盛蓮寺木造如意輪觀音坐像	
盛蓮寺木造虛空藏菩薩坐像	大町市社 2937
大沢寺木造阿彌陀如來立像	大町市大町 4156
西正院木造大姥尊坐像	大町市平 1298
天正寺山門	大町市大町 4730-1
天正寺木造藥師如來立像	大町市大町 4729
長性院木造聖觀世音菩薩立像	大町市大町 3682-4
木舟藥師堂木造藥師如來立像	大町市社 4886-2
彈誓寺觀音堂木造伝彈誓上人坐像	大町市大町 4188
彈誓寺觀音堂木造伝長音上人坐像	
大黒町追分の石造大黒天像・附版木	大町市大町 1514-1
山寺廃寺跡出土遺物（民俗資料館保管）	大町市社 3945-2
大沢寺 木造阿彌陀如來立像	大町市大町 4156
仁科神明宮銅製日岐盛貞奉納鏡	
仁科神明宮木造棟札	大町市社 1159
仁科神明宮木造小笠原秀政禁制札	
山下神社木造小笠原秀政禁制札	大町市社 6097
八坂神社の旧神輿	大町市大町 2097
八日町毘沙門堂の木造毘沙門天立像	大町市大町 1134-9
生婦平出土銅造瑞花双鳥八稜鏡（八坂支所）	大町市八坂 1108-1
大平地蔵堂の木造地蔵菩薩立像	大町市八坂 1298
小松尾諏訪神社本殿	大町市八坂 5693
野平神社本殿	大町市八坂 14695
矢田川磨崖仏	大町市八坂 9641-1
北条峰の徳本上人追善供養塔	大町市八坂 13609-ロ-1
曾山の善光寺千人參り名号塔	大町市八坂 9179-4
富士浅間神社本殿	
富士浅間神社樂殿	大町市美麻 2708
富士浅間神社絵額	
千見神明宮本殿	大町市美麻 25878
千見神明宮本殿絵額と句額	
水上神社本殿	大町市美麻 9152
下條家関守門	大町市美麻 26036
大塩高札場の高札	大町市美麻 17668 ほか
向生仏屋敷出土灰釉陶器広口瓶	大町市美麻 17668
横川重忠氏所有木造阿彌陀仏如來立像	大町市常盤 4308-3
千見細貝藥師堂の木造藥師如來立像	

8 大町市史跡

名 称	所 在 地
天正寺仁科氏居館跡	大町市大町 4729-4 ほか
新郷 1 号古墳及び副葬品 1 括	大町市 8040-443
権現山堂屋敷跡	大町市美麻新行権現山南東
千見山城跡	大町市美麻千見城山 25450-ロ-3 ほか
大塩山城跡	大町市美麻大塩中村城山 855 ほか
堀の内遺跡	大町市美麻大塩中村 938 ほか

資料16－1(1) 文化財の防火施設の設置状況 (平成27年4月1日現在)

名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
		自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
仁科神明宮	大町市社 1159	○	○	○	○
若一王子神社	大町市大町 2097	○	○	○	
盛蓮寺觀音堂	大町市社 2937	○	○		
天正寺三重小塔	大町市大町 4729-4	○	○		○
靈松寺山門	大町市大町 6662-イ		○		
旧中村家住宅	大町市美麻 17668	○	○		
藤尾覺家音寺木造千手觀音像他2体	大町市八坂 1625				○

資料16-2 防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）

平成27年4月1日現在（単位：ha）

都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備考
8,490	838	—	135.0	

資料16-3 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

対象			構造	対象			構造	
防 火 地 域	①	階数が3以上又は延べ面積が100m ² を超える建築物	ただし③を除く 耐火建築物	準 防 火 地 域	①	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500m ² を超える建築物	ただし主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械の製作工場の類は除く 耐火建築物	
	②	その他の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物		③	延べ面積が500m ² を超え1,500m ² 以下の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物	
	③	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50m ² 以内の平屋建の付属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ2mを超える門又は扉 4. 高さが2m以下の門又は扉	制限なし		③	地階を除く階数が3である建築物	耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な技術基準に適合する建築物	
			防 火 地 域		④	①～③以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える付属の門又は扉で延焼のおそれのある部分	
						防火構造不燃材料で造るかおおう		
	防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。			防火、準防火地域内にあるその他の制限 1. 屋根 2. 外壁のドアなど 3. 隣地境界線に面する外壁				
				耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り又はふく。 延焼のおそれのある部分は防火戸その他の防火設備をする。 外壁耐火構造の場合は境界線に接することができる。				

資料1 6－4 防火地域及び準防火地域指定基準

県及び市町村の地域防災計画及び防災都市づくり計画に沿うとともに、以下の基準により定める。

1 用途地域及び容積率との関係

用 途 地 域	容 積 率	定 め る 地 域
商 業 地 域	600%	防火地域を定める。
	500%	原則として防火地域を定める。
	400%	原則として防火地域または準防火地域を定める。
	300%	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。
その他の用途地域	—	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。

- 2 商業地域の容積率500%の区域のうち、道路幅員により建築基準法第52条の関係で、区域の半分以上の敷地面積が400%以下の容積率に制限される区域においては、必要に応じ準防火地域を定めることもやむをえない。
なお、防火地域を定めるにあたっては道路等の公共施設整備との関係を考慮しつつ、市街地の土地利用動向から耐火建築物の立地しうる区域に定める。
- 3 商業地域の容積率400%の区域のうち、道路等の公共施設が整備されていない区域にあっては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。
なお、道路等の公共施設が整備されていない区域にあっては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。
(1) 商業地域以外の区域にあっては、中心市街地における商業地域に隣接する区域で木造建築物が密集し、火災による災害の危険性が高い、あるいは高くなると予想される区域。
(2) 避難地、避難路の配置計画に基づき安全区画の確保の必要な区域。
- 5 区域の規模は5ha以上とし、形状は不整形とならないようにするとともに街区単位とするなど都市防災不燃化の趣旨に沿うよう定める。
なお、防火地域、準防火地域併せて5ha以上となること、また、防火地域は避難路の配置計画に伴い、路線的に定めることとしても差し支えないものとするが、幅員が12m以上の道路の沿道区域を原則とする。

資料1 6－5 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事前チェック	補 強 対 策
敷 地	1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれるおそれがないか。 2. 法面あるいは、がけくずれはないか。 3. 避難路はあるか。	1. コンクリートを打って補強する。 応急措置としては突張りをかう。 2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。 3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。
木造建物	1. 耐震診断をする。 2. 屋根がわらがくずれかけていないか。 3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げてあるか。 4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。 5. ガラス戸がはずれやすくなかったりしないか。	1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。 2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等を設け、直接頭上等に落下しないようにする。 3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。 4. ひびの入ったものは補修する。 5. ガラスに紙等を張り補強する。
公共建築物 及び 一般ビル	1. 耐震診断をする。 2. カーテンウォール構造は落下しないか。 3. 二方向避難ができるか。 4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。 5. 防火扉は完全に作動するか。 6. 非常用進入口があるか。 7. 非常電源装置があるか。 8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。 9. エレベーター等の保守点検をする。 10. 天上仕上材は落下しないか。 11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。	1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。 2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材を充てんする。 3. 階段等を2ヶ所以上設ける。 4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。 5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。 また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。 6. はしご車で救助できる開口部を設ける。 7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。 8. 耐震性があるかチェックする。 古いものは取りかえる。 9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。 10. 特に階段裏のモルタルやプラスチックがはくりしないか補修する。 11. ないものは防火区画とする。

資料1 6－6 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定

(社団法人 長野県建築士会 大北支部)

大町市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会大北支部（以下「乙」という。）は、大町市において地震等による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、二次災害の防止を図るため、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画に基づき、甲の指定する避難所等に対して、乙が被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することにより、市民の安全を確保するために、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、大町市内で、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。この場合、甲から乙に応急危険度判定の要請があったものとみなす。

3 乙は、甲からの協力要請後又は地震発生後、できるだけ速やかに甲が指定した避難所等の応急危険度判定を実施するものとする。

(事前計画)

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難所等をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する避難所等を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制、判定従事者及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、応急危険度判定を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及び結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) 従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙が協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間、当該活動により死亡又は負傷し、若しくは傷害の状態となったときの補償は、長野県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協定の継承)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）が変更された場合には、速やかに相手方に通知をするものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 大町市大町3,887番地
大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町1058番地2
一般社団法人 長野県建築士会大北支部
支部長 總 武

資料1 6－7 災害時における電気の保安に関する協定

(財団法人 中部電気保安協会長野支部)

大町市（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会長野支部（以下「乙」という。）は、大町市に発生した地震、風水害その他のによる災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

3 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する（市民）総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書（第1号様式）で指定し、協力要請するものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には要請しない。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第8条 乙は乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書は締結した日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降この例によるものとする。

（協議事項）

第10条 この協議書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成23年8月22日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長 牛越 徹

乙 長野県長野市桐原1丁目5-8

財団法人 中部電気保安協会長野支部
支部長 高松 昌登

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

要 請 書

（財）中部電気保安協会
大町事業所
所長 様

長

災害時における電気の保安に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請日時 及び 活動場所	
活動内容	
備考	
連絡先 (担当者)	大町市 部 室 担当 電話 FAX